

農協改革に関する「農協改革集中推進期間」について

平成 28 年 12 月 6 日

農協改革に関する「農協改革集中推進期間」の具体的な期間については、下記のとおりである。

記

1. 平成 26 年 6 月 10 日の「政府・与党取りまとめ」においては、5 年間を「農協改革集中推進期間」とすることとされている（参考 1）。

また、同年 6 月 24 日の「規制改革実施計画」（閣議決定）においても「今後 5 年間を農協改革集中推進期間とし…」とされている（参考 2）。

2. したがって「農協改革集中推進期間」は、平成 26 年 6 月から平成 31 年 5 月までの 5 年間である。

3. なお、本年 4 月に施行された改正農協法の附則では、政府は、改正法の施行後 5 年後を目途として、改革の実施状況を勘案して、制度について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとされている（参考 3）。

これは、政府において、改正農協法の施行後 5 年となる平成 33 年 3 月を目途に、改革の成果を踏まえて、必要があれば制度の見直し検討を行う時期であり、農協改革集中推進期間とは別である。

(参考1)

「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」

(平成26年6月与党とりまとめ) 抜粋

4 その他

5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以上の考え方に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

(参考2)

「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定) 抜粋

4 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

④ 農業協同組合の見直し

地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す。

今後5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以下の方針に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

(参考3)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）

附則

(自主的な取組の促進及び検討)

第五十一条 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進（新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。次項において同じ。）についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況(次項において「改革の実施状況」という。)、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する 制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる ものとする。

3 政府は、准組合員（新農協法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員をいう以下この項において同じ。）の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員（新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による会員をいう。）及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。